

工業用水部設備工事一般仕様書

2019年07月

千葉県企業局工業用水部

目次

第1章 総則	1
1. 1 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 法令等の遵守	2
1. 1. 4 書類の提出	2
1. 1. 5 官公署に対する手続き	2
1. 1. 6 疑義の解釈	2
1. 1. 7 請負者の費用負担	2
1. 1. 8 工事の検査	2
1. 2 現場施工管理	3
1. 2. 1 工事現場の管理	3
1. 2. 2 公衆安全管理	3
1. 2. 3 営業運転との協議	4
1. 2. 4 施設の損傷	4
1. 2. 5 現場発生品の処置	4
1. 2. 6 工事記録写真	4
1. 2. 7 土日祝日又は夜間等の作業	5
1. 2. 8 施工計画	5
1. 3 施工一般	6
1. 3. 1 製作図、施工図等	6
1. 3. 2 現場調査	6
1. 3. 3 搬入	6
1. 3. 4 工程管理	6
1. 3. 5 書類の整備	6
1. 3. 6 停電工事に関する措置	6
1. 3. 7 関係者への指導義務	6
1. 3. 8 工事施工後の整理	7

第2章 電気設備工事	8
2.1 通則	8
2.1.1 適用	8
第3章 機械設備工事	9
3.1 通則	9
3.1.1 適用	9

第1章 総則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

- (1) 工業用水部設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、千葉県企業局（以下「発注者」という。）が発注する、工業用水道事業に係る電気・機械設備工事（以下「工事」という。）に適用するものとする。
- (2) 一般仕様書は、工事に係る建設工事請負契約書（頭書き含み、以下「契約書」という。）及び図面・工事数量総括表・一般仕様書及び特記仕様書・現場説明書・質問回答書（以下「設計図書」という。）の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものとする。
- (3) 契約書の第1条第1項に規定する仕様書とは、一般仕様書と工事ごとに規定する特記仕様書を総称していう。
- (4) 一般仕様書に明示がない事項は土木工事共通仕様書（千葉県）の最新版を適用する。
- (5) 特に定めのない事項については、特記仕様書に明記するものとし、一般仕様書の条項と特記仕様書の定める事項が異なるときは、特記仕様書によるものとする。

1. 1. 2 用語の定義

一般仕様書において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主任技術者等とは、契約書第11条の規定により選任された主任技術者、監理技術者又は専門技術者をいう。
- (2) 監督職員とは、契約書第10条の規定により発注者から受注者に通知する者で、当該工事を担当しその施工に係る者をいう。
- (3) 検査員とは、企業局長が指定した者で、千葉県企業局工業用水部建設工事検査要綱に基づき検査を行う者をいう。
- (4) 指示とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項（方針、基準、計画方法等を含む。）について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (5) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が

書面により同意することをいう。

(6) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(7) 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

(8) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

1. 1. 3 法令等の遵守

受注者は、当該工事に関係する諸法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に努めるとともに、関係法令等の適用及び運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

1. 1. 4 書類の提出

受注者は、土木工事共通仕様書に基づき提出すべき書類及び、その他監督職員が必要と認める書類について、監督職員の指定する期日までに提出しなければならない。

1. 1. 5 官公署に対する手続き

(1) 受注者は、工事施工のために必要な関係官公署等に対する手続きを遅滞なく処理しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 関係官公署に対して交渉を要するとき又は受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

1. 1. 6 疑義の解釈

受注者は、設計図書又は工事施工中に疑義を生じたときは、遅滞なく監督職員と協議しなければならない。

1. 1. 7 受注者の費用負担

受注者は、設計図書に示されていないものであって工事施工上、また工事目的物の維持上欠くことのできない軽易な工事については監督職員と協議し、施工しなければならない。

1. 1. 8 工事の検査

(1) 受注者は、工事の中間・出来形・完成検査については、主任技術者等を立ち合わせなければならない。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料の提出及び計測、その他の処置について、検査員又は検査監の指示に従わなければならない。

1. 2 現場施工管理

1. 2. 1 工事現場の管理

- (1) 受注者は、常に工事の安全対策に留意し、労働安全衛生法、消防法、その他関係諸法令に基づいて、労働災害の防止と、快適な作業環境の形成に努めなければならない。
- (2) 建設工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (3) 工事施工に伴って生じた産業廃棄物は、設計図書に基づいて処理するものとし、不法処理をしてはならない。
- (4) 受注者は、資機材及び発生材等の運搬に当たり過積載のないように行わなければならない。
- (5) 受注者は、資格を必要とする作業を行う場合、資格を有する者に施工させなければならない。
- (6) 受注者は、工事現場及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施して工事を行わなければならない。
- (7) ガソリン、火薬、その他危険物を使用する場合は、関係法令を遵守すると共に、その保管及び取扱いについて万全の対策を講じなければならない。
- (8) 受注者は、大雨や地震、その他の災害に対して、平素から十分な注意を払い、これに対処できる準備をしておかななければならない。
- (9) 受注者は、工事現場の風紀取締り及び衛生の管理並びに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって対処しなければならない。
- (10) 受注者は、隣接の工事現場又は同一場所で施工する別の工事がある場合には、常に相互協調して紛争を起こさないよう留意しなければならない。
- (11) 受注者は、工事中に事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (12) 前各項に定める場合の他、工事施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

1. 2. 2 公衆安全管理

- (1) 受注者は、公衆の生命、財産等に危害、迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、工事現場の安全確保するため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けてその区域を適切に防護すると共に、立入禁止表示の処置を講じなければならない。

ただし、緊急の場合は、立入禁止の処置を講じた後、遅滞なく監督職員に報告するものとする。

(3) 受注者は、工事施工のため通行者に危険を及ぼすおそれがある箇所には、注意を促すための標識を設けなければならない。

この場合において、夜間は適当な照明を点じると共に、危険箇所には赤色灯等を設置しなければならない。

(4) 受注者は、道路上又は道路の付近で作業を行うときは、所定の保安施設を設置すると共に、緊急時には所定の箇所以外についても、必要に応じて適切な人数の保安要員等を置くなどの処置をとり、通行者の安全確保に努めなければならない。

(5) 工事中材料、機械器具等は、交通及び諸施設の障害とならないよう配置し、いかなる場合でも、許可なく支障物件を道路上に置いてはならない。

1. 2. 3 営業運転との協議

受注者は、発注者の営業運転に支障を及ぼさないよう十分協議の上施工しなければならない。

1. 2. 4 施設の損傷

受注者は、工事施工に当たり、施設に損傷を与えないように十分注意しなければならない。

また、損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に申し出ると共に、受注者の責任において原形に復さなければならない。

1. 2. 5 現場発生品の処置

受注者は、工事現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処置については監督職員の指示を受けなければならない。

1. 2. 6 工事記録写真

(1) 工事記録写真は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」による。

(2) 受注者は、工事全般にわたって監督職員の指示により、工事過程を段階的に撮影、編集して工事検査時に閲覧できるよう整理しておかなければならない。

(3) 工事しゅん工後、外部から明視できなくなる箇所は、原則として撮影しなければならない。

(4) 写真撮影標準項目は、下記のとおりとする。

- ア. 着手前の状況
- イ. 施工状況
- ウ. 完成時の状況
- エ. その他必要なもの

(5) 写真の撮影に当たっては、原則として工事名と工事内容を被写体と共に記録しなければならない。

1. 2. 7 土日祝日又は夜間等の作業

(1) 受注者は、工事施工の都合により土日祝日又は夜間等の作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 防災又は交通安全対策等緊急を要する場合において、監督職員が作業時間の延長又は夜間作業の必要を認めた場合は、その指示に従わなければならない。

1. 2. 8 施工計画

(1) 施工計画書には、原則として次の事項を記載しなければならない。

- ア. 工事概要
- イ. 実施工程表
- ウ. 施工方法（主要機械、仮設計画、工事用地等を含む。）
- エ. 主要機器
- オ. 主要資材
- カ. 施工管理（試験、検査、試運転方法を含む。）
- キ. 現場組織表
- ク. 緊急時の体制及び対応
- ケ. 現場作業環境の整備
- コ. 交通管理
- サ. 安全管理
- シ. 環境対策
- ス. 官公庁等への届出等の一覧

セ. 再資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

ソ. その他

(2) 施工計画を変更する場合は、監督職員と協議し変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。

1. 3 施工一般

1. 3. 1 製作図、施工図等

受注者は、機器設計製作図、機器設計製作仕様書、施工図、見本等について、施工に先立ち監督職員に提出して承諾を得なければならない。

1. 3. 2 現場調査

(1) 受注者は、現場着手に先だち施工区域全般にわたり地上、地下 工作物並びに電気、機械設備等の種類、位置及び規模等を、図面、現場調査、試掘等により確認しなければならない。

(2) 受注者は、設備機器並びに配管配線等の位置、中心線を、丁張、その他基準となる仮設標識により決定したときは、監督職員の立会確認を受けなければならない。

1. 3. 3 搬入

機器・材料等の搬入に当たっては、大きさ、重量等を勘案し、事前に搬入経路の確認をしなければならない。

1. 3. 4 工程管理

受注者は、工事施工計画書に基づいて工事を行うと共に、所定の工期内に工事を完成させるよう適正な工程管理を行わなければならない。

1. 3. 5 書類の整備

受注者は工事中において、工事日誌、工事打合せ簿、各種試験記録、工事写真等を常時整備して、監督職員が要求したときは閲覧に供さなければならない。

1. 3. 6 停電工事に関する措置

浄水場等の施設の全部又は一部を停電して作業する場合は、あらかじめ監督職員と十分打ち合わせた後、停電作業の実施計画書を提出しなければならない。

1. 3. 7 関係者への指導義務

受注者は、発注者が指定した者に対し、設備を完全に運転するために必要な技術指導をし

なければならない。

1. 3. 8 工事施工後の整理

受注者は、工事が完了したときは、工事現場及びその周辺の後片付け、施設の清掃を行い、特に工事用の仮設物、材料置場、標識等は、速やかに撤去して原形に復さなければならない。

第2章 電気設備工事

2. 1 通則

2. 1. 1 適用

- (1) 機器及び材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、一般仕様書によらなければならない。
- (2) 電気事業法に規定される自家用電気工作物又はこれに関連のある工事の施工にあたっては、千葉県企業局工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、機器の製作、材料の選定及び据付に当たっては、関係法令に従うほか、下記等に準じるものとする。
 - ア. 日本産業規格（J I S）
 - イ. 一般社団法人日本電機工業会規格（J E M）
 - ウ. 一般社団法人電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 機器及び材料は、新品とし均質なもので監督職員の確認を受けたもの又は使用承諾を受けたものとする。
- (5) 一般仕様書に定めのない事項については、下記等に準じるものとする。
 - ア. （地方共同法人）日本下水道事業団発行の「電気設備工事一般仕様書・同標準図（最新版）」
 - イ. （地方共同法人）日本下水道事業団発行の「電気設備工事必携（最新版）」
 - ウ. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・最新版）」
 - エ. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（最新版）」

第3章 機械設備工事

3. 1 通則

3. 1. 1 適用

- (1) 機器及び材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、一般仕様書によらなければならない。
- (2) 受注者は、機器の製作、材料の選定及び据付に当たっては、関係法令に従うほか、下記等に準じるものとする。
 - ア. 日本産業規格（J I S）
 - イ. 一般社団法人日本電機工業会規格（J E M）
 - ウ. 一般社団法人電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 機器及び材料は、新品とし均質なもので監督職員の確認を受けたもの又は使用承諾を受けたものとする。
- (4) 一般仕様書に定めのない事項については、下記等に準じるものとする。
 - ア. （地方共同法人）日本下水道事業団発行の「機械設備工事一般仕様書（最新版）」
 - イ. （地方共同法人）日本下水道事業団発行の「機械設備標準仕様書（最新版）」
 - ウ. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・最新版）」
 - エ. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（最新版）」

改定履歴

電気設備工事標準仕様書（千葉県企業庁工業用水部）について

- ・ 1989年 初版発行
- ・ 2004年 改定
- ・ 2016年 改定
水道局との統合による改定。 ※「企業庁」→「水道局」
- ・ 2018年6月1日 改定
内容の改定の他、名称を「設備工事一般仕様書」とする。
- ・ 2019年4月1日 改定
企業土地管理局との統合による改定。 ※「水道局」→「企業局」
- ・ 2019年7月1日 改定
日本工業規格（JIS）の名称変更による改訂。
※「日本工業規格（JIS）」→「日本産業規格（JIS）」